

御 連 絡

平成28年7月28日

各位

〒113-0033 東京都文京区本郷6丁目11番9号
申立人 株式会社ニックス
代表取締役 田 中 弘 之

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
NBF日比谷ビル502号
栗林総合法律事務所
電話：03-3539-2555/FAX：03-3539-2556

申立人代理人弁護士 栗 林 勉
同 土 森 俊 秀
同 福 本 朝 子
同 加 藤 賢
同 中 村 航 (担当)

拝啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

弊社に対し、いつも格別のご厚情とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、突然のことで誠に恐縮でございますが、弊社は、本日をもって営業を停止し、明日には東京地方裁判所に破産手続開始の申立てをなす予定です。

自己破産の申立てに伴い、速やかに破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任される予定であり、今後の破産事件処理は破産管財人において行うこととなります。

関係者各位におかれましては、長年にわたり、お取引・ご支援を頂いたにもかかわらず、多大のご迷惑とご心配をお掛け致しますことを心からお詫び申し上げます。

また、取り急ぎ書面にてお知らせする失礼を重ねてお詫び申し上げます。

なお弊社については申立代理人弁護士が占有管理するものですから、その許可なく弊社物件内に立ち入り、又は物件内の動産を搬出する等の行為をすることは禁じられています。許可なく無断で立ち入り又は動産搬出等する者は刑法により処罰されることがあります。

敬具